

京都市建設局所管の都市公園における写真及び映画の撮影に係る取扱基準

公園において業として写真又は映画を撮影することは、他の者の公園利用を妨げるおそれがあるため、京都市都市公園条例（以下「条例」という。）において、行為許可を要することとしている。

本取扱基準は、公園内の写真及び映画の撮影における取扱いを下記のとおり定めるものである。

記

第1条 条例第3条第1号の「業として写真又は映画を撮影すること。」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 撮影を職業として行う場合
- (2) 撮影を収益目的で行う場合

第2条 前条にかかわらず、報道機関がニュース等による報道を目的として撮影を行う場合は、緊急性及び公益性を鑑み、行為許可は不要とする。ただし、この場合においても、事前又は事後に当該撮影を行った公園を管理する事務所に報告を行うこと。

第3条 業として写真又は映画を撮影する場合の使用料については、撮影に要する時間（準備時間も含む。）に応じ、条例施行規則別表第1中、「業として行う写真撮影」又は「業として行う映画撮影」により算出し、徴収する。ただし、行為許可が不要なものについては、使用料を徴収しない。

第4条 その他、公園内の撮影に係る具体的な取扱いについては、別表のとおりとする。

附 則

この取扱基準は、令和4年8月30日から施行する。

(別表)

内容	行為許可が必要なもの	行為許可が必要なものの 不要なもの
1 写真撮影		
(1) 記念撮影等		
ア 個人の一般的な撮影等 (私的なHP等への掲載を含む。)		○
イ 撮影を職業として行い、撮影した写真が個人のために使用されるもの	○	
(2) 雑誌、カタログ、パンフレット、商用のHP等への掲載を目的とした写真撮影	○	
(3) 広告等の写真撮影	○	
(4) 報道目的の写真撮影		○*
2 映画撮影 (動画撮影を含む。)		
(1) 記念撮影等		
ア 個人の一般的な撮影等 (私的なHP等への掲載を含む。)		○
イ 撮影を職業として行い、撮影した映画が個人のために使用されるもの	○	
(2) 業務のための撮影	○	
(3) 映画のための撮影	○	
(4) テレビ番組のための撮影 (ニュースによる報道を除く。)	○	
(5) テレビ番組のための撮影 (ニュースによる報道)		○*
(6) CM撮影	○	

※ ただし、事前又は事後に当該撮影を行った公園を管理する事務所に報告を行うこと。

- (例) 1 (1) ア : 個人のスナップ写真等
 1 (1) イ : 写真店、結婚式場等によるウェディング撮影、記念撮影等
 2 (1) イ : 結婚式用の動画の撮影を業者に依頼した場合等
 2 (2) : 施工業者等が自社の紹介ビデオとして公園施設や製品を撮影する場合
 (パンフレットやカタログの代わりに動画を使用するような場合)
 SNSを運営する者等が収益を得る目的で撮影を行う場合
 2 (4) : ドラマやバラエティ、情報番組の撮影等

<参考 業としての撮影の対象外となるもの>

- (例) • 公園を利用した写真教室
 • 公園を舞台として利用した撮影で、撮影者が本件取扱基準第1条の各号に該当しない場合

なお、上記について、占用物件を設けたり、独占的に公園を使用する場合は、占用許可若しくはイベント等に係る行為許可又はその両方の許可が必要となることがある。